

船 積 貨 物

検 量 料 金 表



一般社団法人 全沖縄検数協会

検 量 料 金 表（ 船 積 貨 物 ）

I. 適 用 範 囲

この料金は、検量作業を行う場合に適用します。

II. 料金の種類及び適用方

1. 基 本 料 金

(1). 船積貨物

(1トンにつき/単位：円)

品 目		金 額
一 般 貨 物		301.50
特 定 貨 物	パレタイズ貨物・ノックダウン自動車	252.50
	袋入セメント・袋入肥料	105.80
	一 般 鋼 材	163.80
	冷凍品・冷蔵品	316.70

(注) FCL貨物については、一般貨物は288.50円、パレタイズ貨物及びノックダウン自動車は241.60円を基本料金とします。

(1) 料金表に記載のない貨物等

基本料金表に記載のない貨物については、基本料金表記載の貨物と、荷姿、取扱数量等が類似した貨物がある場合には、当該貨物に適用される料金を、類似した貨物がない場合には委託者と協議の上、決定した料金を基本料金とします。

2. 割 増 料 金

割増料金は、次のとおりとします。

ただし、割増料金が重複する場合には、基本料金にそれぞれの割増率を乗じて各割増料金を算出し、これらの金額を合算します。

種 別	内 容	割 増 率
半 夜 作 業	16時30分から21時30分までの間における作業	基本料金の 6 割増
日曜日・祝祭日作業	日曜日・祝祭日における作業	基本料金の 10 割増
冬 期 作 業	北海道地区において12月1日より翌年3月31日までの間に行う作業	基本料金の 3 割増

3. 割引料金

割引料金は、次のとおりとします。

同一委託者から同一貨物の引受において、次のいずれかの項目にも該当する場合は、当該貨物の全量について基本料金の 5%に相当する額を当該引受に係る請求額から割引きます。

- ① 3ヶ月以上の長期契約があること
- ② 1ヶ月間の2回以上の反復継続の引受があること
- ③ 1回あたりの取扱量が3,000トンを超えること

4. 待機料金

待機料金は、次のとおりとします。

(1口1時間につき/単位:円)

昼 夜 区 分	金 額
昼 間 (08時30分から 16時30分まで)	3,105
半 夜 (16時30分から 21時30分まで)	4,830

本料金は、昼間作業にあつては8時30分から16時30分までの間、半夜作業にあつては16時30分から21時30分までの間に発生した待機時間について、それぞれの待機料金を適用します。

ただし、待機事由が検量事業者の責に帰さないものであるときに限ります。

5. 最低料金

本料金は、船積貨物検量における1件の請求額が、当該貨物に係る基本料金の4トン分に満たない場合に適用し、1件の請求額が4トンに満たない場合は、4トン分とします。

6. 検量証明書発行手数料

本料金は、検量証明書を発行する場合に適用します。

- (1) 船積貨物検量証明書については、3通まで1,216円、4通目から1枚につき343円を申し受けます。

7. 検量明細書発行手数料

本料金は、検量明細書を発行する場合に適用します。

検量証明書については、1枚につき343円を申し受けます。

8. 分担金等

区 分	金 額
(1) 港湾福利分担金	各貨物 (一律) 1 トンにつき 40 銭
(2) 労働安定基金	各貨物 (一律) 1 トンにつき 35 銭

9. 消費税及び地方消費税の加算

- (1) 料金の総額に消費税率を乗じて計算します。
ただし、免税となる取引には適用しません。
- (2) 上記により計算された金額に 1 円未満の端数が生じたときは 1 円単位に四捨五入します。

10. 料金の計算方

料金の計算方は、次によります。

計算トン数は、重量又は容積のいずれか大なる方とし、重量は 1,000 キログラム、容積は 1.133 立方メートルをもって 1 トンとみなします。

11. その他

- (1) 特殊貨物（塵埃・悪臭・汚損の甚だしい貨物並びに火災、海難貨物等）及び特殊作業（品目、荷印の区分を伴う作業等）の場合は、基本料金の他に委託者と協議の上、決定した金額を申し受けます。
- (2) 通常の検量方式によらない検量作業を行う場合は、委託者と協議の上、決定した金額を申し受けます。
- (3) 出張検量を行う場合の出張費用は、実費を申し受けます。
- (4) 委託者の要求により、木材の樹種識別・等級格付及びプレート打等の作業を行った場合は、実費を申し受けます。
- (5) 本料金表に記載のない事項については、法令に反しない範囲内において当事者間の取決め又は慣習によります。

附則

*平成 18 年 5 月 15 日の法律改正に伴い届出料金に移行

*この料金表は、令和 6 年 4 月 1 日から施行する。

船積貨物検量別掲料金

1. 出張料金

検量申込者の要請により事業所所在地の地域に出張して検量を行った場合は、基本料金のほかに次の料金を申し受けます。

- (2) 宿泊を要する地方出張の場合（1口につき）
 - 出発及び帰着の日は、それぞれ 10,780 円
 - ただし、往路及び帰路に要する日数のうち
 - 上記以外の日に対しては毎1日につき 21,450 円
- (2) 隣接地及び日帰り地方出張の場合（1口につき）
 - 毎1日につき 10,780 円

2. 旅 費

出張して検量を行った場合はつぎのとおり旅費を申し受けます。

- 宿泊料（日当を含む） 1日につき 18,700 円
- 交通費 乗車賃 片道100キロメートル未満 普通料金
- 片道100キロメートル以上 グリーン料金又は1等料金
- 特急、急行を利用した場合は特急料金、急行料金を申し受けます。
- 乗船賃 グリーン料金又は1等料金
- 舟車賃 実 費

3. 特に手数を要するか又は甚だしく能率不能な貨物の検量については実費として55,000円以上を申し受けます。

(備考)

※本表Ⅱ-3項の割引料金の適用方について

- (1) 「同一貨物」とは、本料金表（Ⅱ-1）の品目区分によります。
- (2) 「1か月間に2回以上の反復継続」とは、同一船積港を基準とします。
- (3) 「1回当たりの取扱量が3,000トンを超えること」とは、一港一船一作業場所を単位とし、かつ同一貨物を基準とします。